

## R D 最終処分場問題対策委員会設置要綱

### (趣 旨)

第1条 (株)アール・ディエンジニアリング最終処分場における環境汚染問題および違法に埋められたドラム缶問題等について、対応策を調査検討するため「R D最終処分場問題対策委員会」(以下「対策委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 対策委員会は、前条に規定する趣旨を達成するため、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 最終処分場における廃棄物および地下水等の調査に関すること
- (2) 環境汚染および違法埋立に係る課題の整理および評価に関すること
- (3) 生活環境の保全上の支障除去に係る効果的、合理的な対応策の検討に関すること
- (4) 監視体制等その他必要事項の調査検討に関すること

### (組 織)

第3条 対策委員会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる人数以内で知事が委嘱する委員をもって組織する。

- |                  |     |
|------------------|-----|
| (1) 栗東市長が推薦する住民  | 6人  |
| (2) 学識経験者        | 13人 |
| (3) 栗東市長が推薦する市職員 | 1人  |
- 2 対策委員会に委員長および副委員長を置く。  
3 委員長は委員の互選により定める。  
4 副委員長は委員長が指名する。  
5 委員長は、対策委員会の事務を総括し、対策委員会を代表する。  
6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。  
7 第1項の規定に関わらず、知事は必要に応じて、対策委員会にオブザーバーを置くことができる。

### (任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会 議)

第5条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 対策委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて対策委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 対策委員会は、公開とする。

### (専門部会)

第6条 対策委員会に、「専門部会」(以下「部会」という。)を設置し、理工学的事項について専門的に検討する。

- 2 部会員は、委員長が前項の専門的な知識を有する学識経験者の委員の中から指名する。
- 3 部会に部会長および副部会長を置く。
- 4 部会長は部会員の互選により定める。

- 5 副部会長は部会長が指名する。
- 6 部会長は、部会の事務を総括する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 部会長は、必要に応じて部会の会議に部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 9 部会は、公開とする。
- 10 部会長は検討結果を委員会に報告するものとする。

(検討結果の報告)

第7条 委員長は第2条に規定する所掌事務の検討結果を取りまとめ、知事に報告する。

(事務局)

第8条 対策委員会の事務局は、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年12月12日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年 3月31日に限り、その効力を失う。

## R D 最終処分場問題対策委員会 専門部会委員

(五十音順)

氏名	分野	職名	備考
江種伸之	土壤・地下水	和歌山大学システム工学部助教授	
尾崎博明	廃棄物処理	大阪産業大学工学部教授	
勝見武	地盤工学	京都大学大学院地球環境学堂助教授	
清水芳久	環境衛生工学	京都大学大学院工学研究科附属流域圏 総合環境質研究センター助教授	
樋口壯太郎	環境工学	福岡大学大学院工学研究科教授	
横山卓雄	地質学	同志社大学理工学研究所名誉教授	

## R D最終処分場問題対策委員会専門部会の運営に係る取扱い(案)について

### 1. 専門部会の公開と傍聴要領について

専門部会は公開とし、円滑な傍聴を実施するため、R D最終処分場問題対策委員会傍聴要領に準拠するものとする。 (別紙のとおり)

※ 傍聴要領中「委員会」を「委員会専門部会」と、また「委員長」を「部会長」とそれぞれ読み替えるものとする。

### 2. 議事録の取扱いについて

#### (1) 会議開催結果(概要)の公表

会議の開催状況(開催日、委員参加状況、議事状況等)について、部会長の確認を受けて県のホームページ等で公表する。

#### (2) 議事録の作成等について

各委員の確認を得て、議事録を作成する。

### 3. その他

# R D最終処分場問題対策委員会専門部会傍聴要領(案)

「R D最終処分場問題対策委員会専門部会」(以下「専門部会」という。)を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

## 1. 傍聴する場合の手続き

- (1) 専門部会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催前15分以前に、会場受付で住所および氏名を記入してください。
- (2) 開催時刻前15分以降において、傍聴希望者が定員に満たない場合は、定員を満たすまで先着順で傍聴を許可します。ただし、開催時刻以降の傍聴許可はいたしません。
- (3) (1)の場合で傍聴希望者が定員を超えたときには、抽選し、傍聴許可者を決定します。
- (4) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場に入場し、所定の席に着席してください。

## 2. 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法で賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 会場内では、携帯電話・ポケットベル等の電源は切っておくこと。
- (3) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (4) 会議中はみだりに席をたたないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。

## 3. 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、部会長が退場を命じる場合があります。

## 4. その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。